

雲南地域における
巡回女性相談の実施について

健康福祉部健康福祉総務課
☎0854-40-1046
雲南地域において、県の「巡回女性相談」が、出雲児童相談所主催で次の表のとおり実施されます。当日は、松江地方法務局雲南支局の特設人権相談もあわせて実施されます。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

開催月日	開催会場	時間
6/ 1(木)	農村環境改善センター(赤来)	10:00~15:00
6/14(水)	地域福祉センター (大東)	10:00~15:00
7/27(木)	まめなかセンター (掛合)	9:00~13:00
8/23(水)	さつき会館 (頓原)	10:00~15:00
9/ 6(水)	カルチャープラザ仁多(仁多)	10:00~15:00
9/ 7(木)	ふるさとセンター (吉田)	10:00~15:00
9/20(水)	三刀屋総合センター(三刀屋)	10:00~13:00
12/ 7(木)	ラメール (加茂)	9:00~12:00
12/ 9(土)	チェリヴァホール (木次)	13:00~16:00
H19. 3/15(木)	横田コミュニティセンター (横田)	10:00~15:00

また、雲南市内で開催される定期的な相談日もありますので、出雲児童相談所(☎0853-218789)にお問い合わせください。
【定期的な相談日の開設】
日時 毎月第1、3水曜日(月2回) 10時~15時まで

特別障害者手当等の
手当額の改定について

健康福祉部長寿障害福祉課
☎0854-40-1042
平成18年4月より、次のとおり手当額の改正があります。
この手当額の改正は、平成17年の年平均全国消費者物価指数の比率を基準として引き下げられたものです。

	現行	平成18年4月~
特別児童扶養手当1級	50,900円	→ 50,750円
特別児童扶養手当2級	33,900円	→ 33,800円
特別障害者手当	26,520円	→ 26,440円
障害児福祉手当	14,430円	→ 14,380円
経過的福祉手当	14,430円	→ 14,380円

食中毒予防について

健康福祉部健康推進課
☎0854-40-1045
気温・湿度が高くなり食中毒が発生しやすい季節を迎えます。
【手洗い・加熱・煮沸】に十分に気を付けて食中毒を予防しましょう。
①調理時、食事前、排便後に石けんで手を洗い、流水でよく流しましょう。

場所 島根県東部福祉事務所
(木次町里方)
実施日前日までに予約が必要です。

母子・父子家庭等に対する
助成制度について

健康福祉部子育て支援課
☎0854-40-1044
【児童扶養手当】
父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に對し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。
◆手当を受けることができる方
次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方が支給されます。
◆父母が婚姻を解消した児童
父が死亡した児童
父が重度の障害にある児童など他にもいくつかの条件がありますので、詳しくはお問合せください。
◆手続きの方法
各健康福祉センターまたは市役所子育て支援課で請求の手続きをしてください。
◆こんな時にも届け出を
婚姻した場合(届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。)
公的年金を受けることができるよ

母子自立支援相談窓口について

健康福祉部子育て支援課
☎0854-40-1044
子育て支援課では、母子自立支援員が母子家庭を対象にした相談業務を行っています。
子育て・生活支援・就業支援・経済支援などの相談を受けています。
希望によっては、各町の健康福祉センターに出かけて相談を受けます。
相談は無料ですが、事前に電話等で予約をお願いします。
■相談時間 8時30分~17時まで

下水道に異物を流さない
ようお願いします

建設部下水道課
☎0854-42-3471
公共下水道や農業集落排水等の下水道は皆さんの家庭から処理場まで各ポンプ所を中継し汚水を流しています。最近ポンプ所で異物が入り故障することが多く、修繕には多大な費用(1件につき数万~十数万円)がかかります。

うになった場合
児童の父と同居するようになった場合
など

現況届けが必要

◆現況届けが必要
毎年8月に現況届けの提出が必要で、母と生計を同じくしていない児童について、心身の健やかな成長を願って支給される手当です。
◆手当を受けることができる方
次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父、または父にかわってその児童を養育している方が支給されます。
◆父母が婚姻を解消した児童
母が死亡した児童
母の生計が明らかでない児童
ただし、児童が本市に住所を有しないとき、里親に委託されているとき、父が再び婚姻し、生計を一にしたときは支給されません。
◆手当額
月を単位として該当児童1人当たり5,000円です。毎年4・8月及び12月の3期にそれぞれの支給月の前月までの分を支給します。
◆支給制限
前年所得(年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額)が下の表の

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 /加算



異物の中にはタオル、下着、果物の種等があり、些細なものでも詰まってしまう。異物や水に溶けないものは流さないよう注意をお願いします。

内閣総理大臣名書状を
贈呈します

市民部市民生活課
☎0854-40-1031
先の大戦において、外地等に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣名書状を贈呈しています。
【請求用紙】
総合センター自治振興課または本庁市民生活課に用意してあります
【請求期限】
平成19年3月31日まで

額以上であるとき、手当は支給されません。

【母子父子家庭等児童入学及び卒業祝い金制度】
入学卒業祝い金の支給は、児童扶養手当及び父子児童扶養手当の制度があることから、平成17年度をもって廃止となりました。

保育所途中入所の
申し込みについて

健康福祉部子育て支援課
☎0854-40-1044
これまで年度途中の入所申し込みは、随時、受付していましたが、入所児童増加に伴う保育士の配置が早急にできないことから、平成18年7月以降の保育所入所より、次のとおりの取り扱いとします。
なお、保育所の空き状況等により、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※年度途中の入所申し込みについては、入所希望月の前月15日(土・日・祝日の場合は、その前の開庁日)を締め切りとします。

入所を希望される月	締切日
平成18年 7月	平成18年 6月15日
8月	7月14日
9月	8月15日
10月	9月15日
11月	10月13日
12月	11月15日
平成19年 1月	12月15日
2月	平成19年 1月15日
3月	2月15日

大雨のときもあわてずに

【請求先、問い合わせ先】
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務大臣官房管理室 業務担当 ☎03-5253-5182
次のような現象を察知した場合は、土砂災害が直後に起る可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、関係機関へ通報してください。

土砂災害の兆候

- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ・山鳴りがする
- ・小石がパラパラ落ちてくる
- ・沢や井戸の水が濁る
- ・斜面から水が噴き出す
- ・川が濁り流木が混ざる
- ・地面にひび割れができる

雲南県土整備事務所 ☎42-96007
建設部業務管理課 ☎40-10601
大東総合センター ☎43-8166
加茂総合センター ☎49-8603
木次総合センター ☎40-1082
三刀屋総合センター ☎45-2113
吉田総合センター ☎74-0213
掛合総合センター ☎62-0302
市外局番はいずれも(0854)です。各総合センターの担当課は事業管理課です。